

出産育児一時金について

社団法人日本助産師会 毛利多恵子

1 選択制の確保

出産一時金に関しては、償還払い、事前申請受け取り代理制度も選択可能となることを強く要望いたします。

2 手続きの簡素化

① 説明の簡素化

妊婦に母子健康手帳を交付する際に出産育児一時金の受け取り方の選択肢や手続き、医療機関による違いがあるなど保険者等から全国共通の説明文を配布していただきたいと思ひます。

② 事前代理受け取り制度について

国保、社会保険それぞれ滞納があつても 直接支払制度と同じく全額支払うことができるようお願ひします。経済状況が苦しいなか子育てをする女性たちへの支援として考えていただきたいと思ひます。滞納状況によって支払額が異なる場合は、本人に通知し医療機関が事前に知ることができる配慮をしてください。

3 保険に加入していないなど経済的困窮におかれる女性への出産手当金を社会保障として国に支援していただきたいと思ひます。

4 専用請求書の見直しについて

直接支払制度が継続される場合、専用請求書の項目の見直しを助産所や院内助産システムなどにも通用するよう項目名や説明文の内容について見直しを要望いたします。

健康体であり正常経過の多い出産を料金化する場合、保健師助産師看護師法に規定される業務（助産や保健指導）が反映される請求書内容の改善を求めます。ケアを受けた女性が何に料金が支払われたのかが明確になるよう、詳細内容が検討されることを望みます。検討時には必ず日本助産師会や日本看護協会助産職能メンバーも入れていただくことを望みます。

産む人それぞれの多様なニーズに応えられるためのケアの柔軟性や個別性に対する料金、

24時間いつ分娩が生じてもよいように人を待機させる安全対策確保の料金などどこに含めるべきか明示できるよう再検討していただきたいと思ひます。助産所の場合は助産師二人が分娩中には寄り添い継続ケアすることによる安全性の確保を目指しております。分娩料の中には、分娩進行と分娩経過が正常であるかどうかの観察と判断、痛みの緩和ケア、本人や家族への状況説明、異常の早期発見、分娩介助が含まれると考えます。助産師が行う業務である「助産」という言葉を保健師助産師看護師法の業務規程と同様に加えていただくほうがよいと考えます。また在宅における分娩や家庭訪問料金なども説明文に明示されることを望みます。

資料

「処置・手当」→「産褥母体管理・指導料」への変更

医学的処置などは検査・薬剤に含め、産褥期の母親のケア料金を独立していただきたいと思
います。

そのことにより女性はどのようなケアを受けたか、そのためにどのような料金を支払ったか
を理解でき、産褥の保健指導の強化が図られると思います。

退院後の母親が必ずであろう24時間の育児、産褥期のからだの変化、母乳育児への戸惑いと
不安に影響する産後早期、特に入院中のケアが重要となります。育児不安や産褥うつが多くな
っており、ましてや産褥3日目や4日目の早期退院が増えている現在、産後のケア料金をあえ
て項目として明示することが必要と考えます。

「手当」という言葉は、「臨時応急の手当て」という言葉であり、臨時応急の包括的指示による
助産師が行う処置を表しているので、産褥期のケアとは別に表現することを要望いたします。

助産所は正常出産を対象としており、病院や診療所と比較すると入院料が安く、差額室料も
少額となっています。検査・薬剤も少額であり臨時応急の包括的指示による手当の実費請求分
に相当します。分娩料と処置手当料が病院や診療所と比較すると高くなっているのは、分娩中
ふたりの助産師が付き添うことの人件費、つねに離れず寄り添いケアをすること、処置手当料
には産褥期の保健指導料金、乳房管理手技料金など産褥期のケア料金が含まれているのだと考
えます。

専用請求書項目	全国助産所		全国病院		全国診療所	
	平均値	中央値	平均値	中央値	平均値	中央値
入院日数	5	5	7	6	6	6
入院料	77.726	80.000	138.612	139.220	82.428	84.000
室料差額	2.365	0	14.412	0	14.361	0
分娩料	245.199	240.000	198.645	190.000	241.972	236.000
新生児管理保育料	39.643	40.250	46.182	48.000	55.216	57.700
検査・薬剤料	1.585	0	12.853	11.120	10.554	7.350
処置・手当料	32.666	33.000	11.714	3.700	13.678	6.000
産科医療補償制度	29.788	30.000	29.593	30.000	29.690	30.000
その他	19.213	16.871	24.573	15.220	23.862	17.180
妊婦合計負担額	448.186	448.000	476.586	465.560	471.761	465.190

専用請求書項目と説明内容案

専用請求書項目	現在の内容	タイトル変更または説明内容追加
入院料	室料、食事料、	
室料差額	妊婦の選定による差額	
分娩料	正常分娩時の医師・助産師の技術料および分娩時の看護・介助料。異常分娩時は-とする。	説明内容追加 分娩時の助産および助産師管理料（正常を逸脱していないかの監視、疼痛緩和、疼痛緩和と精神的サポート、分娩時の保健指導、家族等への説明など）、オンコール体制など分娩時安全確保体制追加
新生児管理保育料	新生児にかかる管理・保育に要した費用。検査・薬剤・処置・手当に要した相当費用。療養の給付となった場合は含まれない。	追加内容 在宅における新生児管理・ケア料金付加料金
検査・薬剤料	妊婦[産褥含む]にかかる検査・薬剤料。療養の給付対象は含まない	<u>タイトル変更（追加修正）</u> →検査・薬剤料・処置・緊急時手当 説明内容 妊婦、褥婦にかかる検査・薬剤料・医学的処置・包括的指示に伴う手当などをいう。療養の給付対象は含まれない。
処置・手当料	妊婦（産褥含む）にかかる医学的処置や乳房ケア、産褥指導等の手当に要した費用。療養給付対象は含まない	<u>タイトル変更（新設）</u> →産褥母体管理 指導料 説明内容 産褥期の母体ケア、保健指導、乳房管理手技料、在宅ケア付加料金など（保健師助産師看護師法にある業務内容を明示する）
産科医療補償制度	掛け金相当費用	
その他	文書料、材料費および医療外費用（お祝い膳など）等。上記に含まれない費用。	<u>タイトル変更(追加修正)</u> →文書料その他